

介護サービス事業者における事故発生時の報告に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第12号)第41条及び第55条、大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第13号)第40条及び第54条、大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第14号)第37条、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する等を定める条例(平成25年条例第15号)第40条、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第131条、第135条、第146条、第168条、第181条、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条、大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)第37条、第47条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第108条、第116条、第124条、第143条、第172条、第182条、第218条、第235条、第249条、第254条、第263条、大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)第41条、第60条、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条、大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第18号)第38条、第66条及び第87条、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第27条、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第26条、の規定に基づき事故が発生した場合における大津市(以下「市」という。)への事故報告(以下「報告」という。)の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2 報告の範囲

- (1) 介護サービス利用者に対する介護サービス提供により発生した事故のうち心身に医療受診が必要となった事故(医療機関受診、施設内処置を問わず)、又は、死亡や重症等の入院加療を必要とする事故。
- (2) 利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生し、又は発生する恐れのある事故。(事業者の過失の有無は問わない)
- (3) 病気等により死亡した場合であっても死因等に疑義が生じる可能性があるとき又は、家族等とトラブルになる恐れがあるとき。
- (4) 食中毒又は感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故。
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等。
- (6) その他特に報告が必要と認められる事故。

3 報告の対象

報告は、原則として、事故に関する利用者が市の被保険者である場合、若しくは施設又は事業所が市内に所在する場合とする。

4 報告の項目

- (1) 事業所名、事業所所在地、管理者名、記載者名、サービス種類、連絡先
- (2) 利用者情報(被保険者番号、氏名、要介護度、生年月日、性別、住所、心身の状況)
- (3) 事故の概要(事故発生日時、事故の場所、事故の種類、事故の結果、事故発生状況)
- (4) 事後の対応(家族への対応、家族の反応、関係機関への連絡)
- (5) その他(再発防止のために方策・改善策、損害賠償等の状況)

5 報告の手順

- (1) 事業者は、事故が発生したときは速やかに介護保険事故報告書により、市へ報告するものとする。

(2) 報告後に利用者の容態が急変するなど、状況に変化が生じた場合や事故の処理が長期化するようなケースにあっては、必要に応じて随時追加報告をするものとする。

6 事故対応

(1) 市は、事業者からの事故報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、事業者に対し、事故対応等につき状況に応じて必要な調整・助言を行うものとする。

(2) 市は、必要に応じ、事故の内容について滋賀県国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。